

## 芸予環境衛生センターにおける焼却処理終了について

### 1 経緯、趣旨

芸予環境衛生センター（以下「芸予センター」といいます。）は、豊浜・豊地区及び今治市関前地区におけるごみ処理施設として、芸予衛生組合が整備した施設（平成9年3月しゅん工）であり、平成17年の合併により、呉市がその運営管理を引き継ぎました。

呉市では、この間に、「広島県一般廃棄物広域処理呉ブロック実施計画（平成11年3月策定）」のごみ処理別広域化方針に沿って、平成14年度にクリーンセンターくれを整備し、ごみの広域処理を開始しました。また、第2次呉市公共施設再配置計画の枠組みの中で、平成29年度には音戸・倉橋地区の日附環境美化センターを、令和2年度には川尻・安浦・下蒲刈・蒲刈地区の可燃ごみ中継施設である東部中継センターを順次廃止して、クリーンセンターくれへの集約化を進めています。

第5次呉市長期総合計画前期基本計画（令和3～7年度）でも、引き続きごみ処理施設の適正配置に取り組むこととしており、令和2年度末で施設稼働から24年が経過した芸予センターの焼却施設（以下「芸予焼却施設」といいます。）の現状と課題を整理し、今後の方針について検討を行いました。

### 2 芸予焼却施設の概要

- (1) 所在地 呉市豊町大長6329番地1
- (2) 敷地面積 3,414平方メートル
- (3) 対象地区 豊浜・豊地区、今治市関前地区
- (4) 処理能力 7トン／8時間×1炉

[令和2年度実績]

ごみ搬入量 1,114.66トン（家庭系673.64トン・事業系441.02トン）

決算見込額 51,099千円（職員人件費を除く。）

### 3 芸予焼却施設の現状と課題

現在稼働中の芸予焼却施設は、令和2年度末で稼働から24年が経過し、老朽化が進んでおり、今後の施設運営の方向性について検討するため、現状と課題を整理しました。

- (1) 芸予焼却施設での焼却処理を継続した場合には、施設の老朽化により、施設の安定稼働に支障が生じるおそれや、環境関係法令で定める規制基準を満たさなくなるおそれがあるため、施設の安定稼働及び適正な運営管理の観点から大規模な修繕が必要となります。
- (2) 呉市内における可燃ごみの量が減少しており、芸予焼却施設での処理を終了してもクリーンセンターくれでの受入れが可能な状況にあります。
- (3) 芸予焼却施設で処理を継続した場合と、クリーンセンターくれに集約した場合とを比較すると、芸予焼却施設が今後も大規模改修等を行うことなく、安定稼働可能であると仮定しても、費用面では集約化の方が有利と見込まれます。
- (4) 現在進めている市内のし尿処理施設の段階的統廃合と、これに係る広多賀谷地区での新施設整備・受入れに伴い、令和5年度末に芸予センターのし尿処理施設でのし尿等の受入れは終了することとしており、現在、芸予焼却施設で焼却処理をしている当該し尿処理施設で発生する脱水汚泥の処理は、令和5年度末で必要なくなります。
- (5) 芸予焼却施設での受入れを終了した場合、これまで同施設にごみを直接搬入していた利用者は、クリーンセンターくれにごみを持ち込む必要があることから、その際に安芸灘大橋の通行料を負担することになります。

### 4 今後の方向性

芸予センターの現状等を踏まえて、今後の施設運営の方向性について整理しました。

#### 【令和5年度末】

同一敷地内のし尿処理施設におけるし尿等の受入れ終了と同時に、現施設での焼却処理を終了します。



#### 【令和6年度以降】

激変緩和措置として、当面の間、芸予センターは、生ごみ以外の家庭ごみ・地域清掃ごみ等の直接持込みごみに限り受け入れる施設として維持した後、施設を廃止します。

- ・ ただし、環境関係法令で定める規制基準を満たさなくなる等により、焼却処理の終了予定時期以前に大規模改修が必要になった場合には、やむを得ず前倒しして焼却処理を終了します。
- ・ 芸予センター廃止に伴う激変緩和に係る受入れの継続方法については、基本的に、日附環境美化センターや東部中継センターにおける施設廃止の先行事例に倣って実施することとし、今後、詳細を決定していきます。
- ・ 先行事例では激変緩和措置期間を3年間に限定しましたが、安芸灘大橋の通行料による住民負担の増加が懸念されるため、今後の当該通行料の動向等にも留意し、3年経過後の対応については、地域の実情を勘案しながら、今後も継続して検討を行っていきます。

## 5 今後の予定

時 期	内 容 等
～令和5年12月	施設運営に係る詳細事項の検討・調整等，地元住民等に対する方針説明，周知活動（窓口でのチラシ配布，市政だより，ホームページ，SNS等による広報）
令和6年1月～3月	地元住民等に対する最終的な方針説明，最終的な周知活動
令和6年4月～	新体制での受入れ開始（令和9年3月31日以降の対応については，引き続き検討）

呉市全図



一般廃棄物最終処分場  
(エコ・グローブくれ)

東部中継センター  
(廃止済)

クリーンセンターくれ

資源化施設

日附環境美化センター  
(廃止済)

芸予環境衛生センター  
(焼却)

※し尿処理施設を併設

呉市ごみ処理施設位置図

※し尿処理施設を除く

1:40,000

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----